

25. 保育所・幼稚園・学校健診における虐待への気づき

保育所・幼稚園・学校での健診の場は、子どもの身体面を全体的に評価することができるため、子ども虐待を発見しやすい場となります。

以下のような項目に該当する場合、子ども虐待を鑑別する必要があります。先生がご判断されても、どこか気になる点が消えない(虐待を完全に否定できない)場合、裏面の対応を行ってください。

身体状況

P-1: 虐待の疑いが強い状況

- 怪我・やけどの痕が複数ある、あるいは、比較的大きな外傷が放置されたままになっている(理由を尋ねても、はっきり言わない)
- 多数の虫歯・皮膚炎などの疾患がありながら、治療の必要性を通知しても治療しない状況が長期間続く

P-2: 虐待の可能性も考えなければいけない状況

- 身体や衣服が汚れている、髪や爪が伸び放題(清潔行動がとれていない)
- 体重が増えない、身長が伸びない

行動特徴

B-1: 虐待の疑いが強い状況

- 食べ物への執着: がつがつ食べる、何度もお代わりをする、他児の給食を食べる、他児が残した給食を食べる
- 過剰な対人接近行動: 教師にべたべた寄ってくる、教師の膝の上に座ったり抱っこされたがったりする
- 衝動的で攻撃的な行動: いきなり叩いたり蹴ったりする、暴力行為で加減ができない、物を壊す。
- 動植物に対する残酷な行為: 生き物を乱暴に扱う、加減をしないでいじっているうちに死なしてしまう、意識して殺す、花壇の花を抜く
- 単独での「非行」行為: 他児や教師・学校の物を盗む、すぐばれる嘘をつく、火遊び(放火)

B-2: 虐待の可能性も考えなければいけない状況

- 理由のはっきりしない欠席、遅刻の反復、
- 集団逸脱行為: 離席、教室から抜け出す、学校内外の徘徊、勝手な行動をする、集団行動をとらない、反抗的態度・行動: 教師の指示に従わない、乱暴なことば使い。
- 友だち関係を維持するのが苦手: 友人がいない、相手がいやがることをわざとする、年下や弱い子をいじめる
- 成績の低下(理由がはっきりしない)、性的逸脱行為

健診における子ども虐待対応フローチャート

健診で診た子どもは、表面の身体状況に当てはまる場所がありますか？

ある よく分からない ない → 普通の健診範囲で対応します



あてはまる項目に「P-1」に含まれる項目が入っていますか？

入っている よく分からない 入っていない



子ども虐待を
否定できません。
通告を考えます。



あてはまる項目に、「B-1」に含まれる項目が入っていますか？

入っている よく分からない 入っていない



子ども虐待を
否定できません。
通告を考えます。

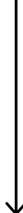


あてはまる項目に、「P-2」・「B-2」両方の項目が入っていますか？

入っている よく分からない 入っていない



子ども虐待を
否定できません。
通告を考えます。



保育所・幼稚園・学校が知っている情報で、この子どもの親が不適切な養育態度であることを思わせる事柄がありますか？

ある よく分からない ない → 普通の健診範囲で対応します



子ども虐待を
否定できません。
保健所・保健センター
への相談を考えます。



「気になる子」である旨を保育所・幼稚園・学校に伝え、被虐待児
の特徴がないか、注意しながら経過をみるように伝えます。

保育所・幼稚園・学校に対する助言

通告に該当した場合には、虐待が疑われる、あるいは、否定できないので、関係機関と連絡を取って対応を考える必要があることを、学校側に伝えます。通告を学校が行うか、校医が行うかを相談します。判断がつかないときには、校医から保健所・保健センターへ先ず相談してみるのもよいでしょう。

日本小児科学会子ども虐待問題プロジェクト、2006.4
日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会、2014.3 修正